

王鵬翔 理想的当為としての原理 構造に関する意味論的検討

原理の論理的

著者	足立 英彦
著者別表示	ADACHI Hidehiko
雑誌名	金沢法学
巻	64
号	1
ページ	125-164
発行年	2021-07-31
URL	http://doi.org/10.24517/00063888



王鵬翔

理想的当為としての原理

— 原理の論理的構造に関する意味論的検討 —*

訳：足立英彦

(要旨) この論文の目的は、原理の構造の論理的分析における諸問題を扱うために可能世界意味論を使うことである。最初にヤン・ジークマンによる、規範的論拠としての原理の構成を検討し、このアプローチが厳密な意味論的基盤を欠いていることを指摘する。つぎに、義務論理のためのクリプキ・ヒンティッカ意味論の概要を示す。最後に、この意味論の枠組を、それに必要な修正を加えたうえで、理想的当為と現実の当為、最適化要求、衡量の観念を明らかにするために利用する。

I. はじめに

ドゥウォーキン (Ronald Dworkin) の名著「ルールのモデル」(1967年)¹ が現れて以来、原理 (principles) の論理的構造とその適用、すなわち計量と比較 (weighing and balancing (衡量)) の問題が、法理論において広く議論されるようになった。ドゥウォーキン自身は、ルールと原理の区別は論理的

* 本稿を当誌に採用し、また過去何年にもわたり研究を奨励してくれたヤン・ライナート・ジークマン (Jan-Reinard Sieckmann) に感謝する。また、カーステン・ハイデマン (Carsten Heidemann) には、彼の未公開の原稿「原理の理論と最善の可能世界」(The theory of principles and the best of all possible worlds) (アムステルダムで開催された第20回 IVR世界大会での報告) からいくつかのアイデアを得たことについて感謝している。

1 Ronald Dworkin, 'The Model of Rules' (1967) 35 *University of Chicago Law Review* 15-46, reprinted as 'The Model of Rules I' in Dworkin, *Taking Rights Seriously* (Harvard University Press: Cambridge Mass., 1978) 14-45.

区別 (a *logical distinction*)²であると主張したが、彼自身はその論理的構造について詳しい説明をしていない。その後、アレクシー (Robert Alexy) がドゥウオーキンのルールと原理の区別を受容し、より洗練された原理理論を発展させた³。彼は原理を「最適化要求 (*optimization requirements*)」であるとした。また、彼の標準的な定義によれば、「原理は、所与の法的可能性と実際の可能性の下で何が最大限に実現されることを求める規範」である。これに対してルールは「事實的・法的可能性における不動点を含む確定的要求 (*definitive requirements*)」である。初期の論文でアレクシーは、原理は「理想的当為」(*ideal ought*) であり、ルールは「現実の当為」(*real ought*) であると述べたが、それぞれの異なる種類の当為に異なる義務演算子を導入することはしなかった⁴。最近になってアレクシーは、原理を最適化要求とする彼の標準的定義を修正した。この修正された定義では、「最適化されるべき要求 (*requirements to be optimized, commands to be optimized*)」と「最適化の要求 (*optimizing requirement, commands to optimize*)」とに区別される。衡量の対象としての原理は最適化されるべき要求であり、「理想的当為」または「理想」(*ideals*) と呼ばれる。アレクシーによれば、理想的「当為」は最適化されて、現実の「当為」に変化させられなければならない。そして最適化の要求はメタレベルに置かれ、原理を適用する際に何がなされるべきかを、すな

2 Dworkin, *Taking Rights Seriously* (n. 1) 24-8.

3 Robert Alexy, *A Theory of Constitutional Rights*, trans. J. Rivers (Oxford University Press: Oxford, 2002), 47-8.

4 Robert Alexy, 'Zum Begriff des Rechtsprinzips' in Alexy, *Recht, Vernunft, Diskurs* (Suhrkamp Verlag: Frankfurt a.M., 1995), 204. 最近、アレクシーはこの主張を撤回した。そして、理想的当為のためにインデックスをつけた義務演算子 O を導入し、最適化要求を $OOptOp$ と定式化した。Optは「最適化すること (to optimize)」である。アレクシーによれば、 $OOptOp$ (Op は最適化されるべきである) は Op と同じである。See Robert Alexy, 'Ideales Sollen' in L. Clérico and J.-R. Sieckmann (eds.), *Grundrechte, Prinzipien und Argumentation. Studien zur Rechtstheorie Robert Alexys* (Nomos: Baden-Baden, 2009), 24-6. アレクシーの定式化の評価については本稿の射程外であり、他の機会に議論したい。

わち、理想的「当為」が可能な限り実現されるべきということを述べるものとされる⁵。

ジークマン (Jan-R. Sieckmann) は、修正後のアレクシーの定義に対して、衡量の結果を裏づける理由として原理を取り扱っていないと批判した。ジークマンの見解によれば、原理は衡量の対象であるだけでなく、確定的規範、すなわち衡量の過程を経て決まる現実的「当為」またはルールを裏づける規範的論拠でもある⁶。このアイデアをジークマンは一連の著作で検討し、彼が「規範的論拠としての原理」と呼ぶ包括的な理論を構築した⁷。大まかに言えば、彼の理論はアレクシーの原理理論を改善しようとするものとみなせる。しかしアレクシーと異なり、ジークマンの試みは、原理の論理的構造を義務論理を使って説明しようとするおそらく最初のものであろう。以下ではジークマンの理論の主要な点を要約し、そのいくつかの問題点を指摘する。

II. ジークマンの理論：規範的論拠としての原理

ジークマンは、(1) 規範文または規範式 (normative sentences or norm formulations)、(2) 規範的言明 (normative statements)、(3) 規範的論拠 (normative arguments)、の区別から出発する⁸。この区別の背景にある理由は、

5 Robert Alexy, 'On the Structure of Legal Principles' (2000) 13 *Ratio Juris* 300-1.

6 Jan-R. Sieckmann, 'Principles as Normative Arguments' in Ch. Dahlmann and W. Krawietz (eds.), *Values, Rights and Duties in Legal and Philosophical Discourse*. *Rechtstheorie Beiheft* 21 (Duncker & Humblot: Berlin, 2005), 197-9.

7 See, e.g., Jan-R. Sieckmann, 'Semantischer Normbegriff und Normbegründung' (1994) 80 *ARSP* 227-45; 'Logische Eigenschaften von Prinzipien' (1994) 25 *Rechtstheorie* 163-89; 'Zur Analyse von Normkonflikten und Normabwägungen' in G. Meggie (ed.), *Analytomen 2 Vol. III* (De Gruyter: Berlin/New York, 1997), 349-56; 'Begriff und Struktur von Regeln, Prinzipien und Elemente im Recht' in B. Schlicher, P. Koller and B.-C. Funk (eds.), *Regeln, Prinzipien und Elemente im System des Rechts* (Verlag Österreich: Wien, 2000), 69-82; 'Principles as Normative Arguments' (n. 6), 197-209; *Recht als normatives System* (Nomos: Baden-Baden, 2009), 21-65.

8 Sieckmann, 'Semantischer Normbegriff und Normbegründung' (n. 7), 228-38; 'Zur Analyse

ジークマンが規範の意味論的概念 (semantic concept) をアレクシーと同様に採用していることである。この概念によると、規範は規範文の意味であり、規範文と規範の関係は平叙文 (assertive sentences) と命題 (propositions) の関係に似ている。一つの規範は同じ意味をもついくつかの規範文によって表現されうる⁹。規範の意味論的概念についてはもちろん異論がないわけではないが、ここで詳しくは検討しない。以下では単純化のために、「規範」と「規範文」を互換可能なものとして扱う。

規範文の基本的な形式を義務論理という形式言語で以下のように表すことができる。

(1) *Op*

*O*は「…は義務的である」を意味する義務演算子であり、*p*は義務の内容を表す。例えば*p*が「他人を侮辱する発言は保護される」を表すなら、*Op*は「他人を侮辱する表現が保護されることは義務的である」、またはもう少し自然な表現では「他人を侮辱する表現は保護されるべきである」という規範を表す。

ジークマンによれば、規範文は規範 *Op* が存在する — 確定的に妥当するという意味で — ことを主張する規範的言明を行うために用いられる。また規範文は、ある規範が確定的に妥当すべきことを要求する規範的論拠を提唱するためにも用いられる¹⁰。規範的言明と規範的論拠の区別はジークマンの理論構成の土台である¹¹。ジークマンの主要な関心の一つは、この区別を義務論

von Normkonflikten und Normabwägungen' (n. 7), 352.

9 Alexy, *A Theory of Constitutional Rights* (n. 3), 21-5; Sieckmann, 'Semantischer Normbegriff und Normbegründung' (n. 7), 228-35.

10 Sieckmann, 'Logische Eigenschaften von Prinzipien' (n. 7), 165; 'Principles as Normative Arguments' (n. 6), 199.

11 Sieckmann, *Recht als normatives System* (n. 7), 41-64.

理という形式言語の中に据え付けることであり、それによって原理と衡量の構造を分析しようとしている。しかし、規範の意味論的概念からは一つの難しい問題が生じる。この概念は、規範の概念と妥当性の間を厳格に区別する。すなわち、規範は妥当性の要素なしに定義される¹²。厳密に意味論的な意味における規範は規範文の意味内容であり、言い換えれば、規範文は規範の言語的形式である。規範の形式自身は、それが表現する規範が妥当することまでは主張しない。これに対して規範的言明は規範が確定的に妥当することを主張する。ジークマンは、規範文の真理性と規範的言明の真理性の間の意味論的関係について、興味深い考察を行っている。これによれば、規範が妥当することを主張する規範的言明は、その規範が妥当する場合に真であり、また規範文は、それに対応する規範的言明が真であるとき、つまり、規範文によって表現される規範が妥当するとき、またその時に限り「真」として定義される¹³。たとえば、「『他人を侮辱する発言は保護されるべきである』ということは確定的に妥当する」という規範的言明は、その規範「他人を侮辱する発言は保護されるべきである」が妥当する場合に真である。また、この規範が妥当する場合に、規範文「他人を侮辱する発言は保護されるべきである」も真である。規範的言明が規範の妥当性の主張であり、妥当する規範が真の規範文で表現されるのならば、ジークマンにとって、彼の論理構成の中で妥当性の観念を扱うための候補が二つある。一つ目は、規範文の真理性の意味論的観念を、義務論理のための可能世界意味論がそうするように、メタ言語のレベルで定義すること、そして、妥当する規範を真の規範文が表す事実 (facts) として定義することである。この場合において、妥当性とは規範の存在である。ジークマンはこの一つ目の候補を選ばず、「妥当性」という表現を義務論理の対象言語に組み込むという二つ目の候補を支持する。妥当

12 Alexy, *A Theory of Constitutional Rights* (n. 3), 25; Sieckmann, 'Semantischer Normbegriff und Normbegründung' (n. 7), 228.

13 Sieckmann, 'Semantischer Normbegriff und Normbegründung' (n. 7), 235.

する規範を表現するために、つまり規範的言明を表現するために、ジークマンは規範の確定的妥当性を述べる G という記号を導入する¹⁴。ある規範 Op が確定的に妥当することを主張する規範的言明は以下のように表現される。

(2) GOp

さらにジークマンは、 Op のような規範を表す個体定項（個体名）として n を使う。それゆえ、(2) は Gn と表せる¹⁵。 GOp または Gn は n が、すなわち Op によって表現される規範が確定的に妥当するとき、またそのときのみ真である。

ジークマンによれば、規範文も規範的言明も法的推論における原理の論理的な構造を十分にはとらえていない。一方で、原理は常に妥当性主張を含んでいるのだから、規範文は原理の規範的内容を表現するためには弱すぎる¹⁶。たとえば、侮辱的な発言の場合において、言論の自由の原理は、それが求めることを、すなわち、「侮辱的発言は保護されるべきである」ということを主張する。しかし、規範文 Op は、純粹に意味論的な意味での規範を表現するだけであり、それが妥当するか否かは何も述べていない。他方、規範的言明は、原理の論理的構造を表現するためには強すぎる¹⁷。仮に原理が確定的に妥当する規範であるならば、それが求めるのは、他の対抗する諸

14 最近になってジークマンは妥当性の述語を示すために VAL_{DEF} を使うようになった。

See Sieckmann, 'Principles as Normative Arguments' (n. 6), 199; *Recht als normatives System* (n. 7), 27. しかし違いは言葉の選び方だけである。

15 Sieckmann, 'Semantischer Normbegriff und Normbegründung' (n. 7), 233-4; *Recht als normatives System* (n. 7), 51-2.

16 Sieckmann, 'Logische Eigenschaften von Prinzipien' (n. 7), 168; 'Principles as Normative Arguments' (n. 6), 199.

17 Sieckmann, 'Logische Eigenschaften von Prinzipien' (n. 7), 168; 'Principles as Normative Arguments' (n. 6), 198-9; *Recht als normatives System* (n. 7), 25, 57.

原理を考慮せずに確定的に妥当することであろう。しかしこれは原理が適用される方法ではない。具体的な事例において何が確定的に要求されているかを定めるために、諸原理は互いに衡量されなければならない。たとえば、上記の事例で発言の自由の原理 (P_1) と人格の名誉への権利 (P_2) が互いに衝突している。 P_1 は侮辱的発言が保護されるべき (Op) ことを求め、 P_2 は侮辱的発言が保護されないべき ($O\neg p$) であることを求める。どちらの規範が確定的に妥当するかは P_1 と P_2 の衡量によって決定され、正当化される。ジークマンは、衡量の作業とは衝突する原理の間に (条件付きの) 優先関係を確立することとするアレクシーの主張に従う¹⁸。 P_1 が P_2 より優先すれば Op が確定的に妥当し (GOp)、 P_2 が P_1 より優先すれば $O\neg p$ が確定的に妥当する ($GO\neg p$)。この例は、妥当する規範を「原理のモデル」で正当化するというジークマンのアイデアを説明するものである。このモデルの核心は、規範の確定的な妥当性は衡量によって確立され、原理は、衡量において、確定的に妥当する規範を指示する、またはそれを否定する理由 (reasons) として現れる、という主張である¹⁹。ジークマンのモデルにおいて、原理は規範 Op が確定的に妥当すべきことを要求する規範的な論拠 (arguments) である。したがって、規範的論拠は妥当義務 (validity obligation) または妥当性の要求 (requirements of validity) である。規範的論拠の基本的な構造は以下の通りである。

18 Sieckmann, 'Zur Begründung von Abwägungsurteilen' (1995) 26 *Rechtstheorie* 46-7; *Recht als normatives System* (n. 7), 66-7. See also Alexy, *A Theory of Constitutional Rights* (n. 3), 50-4; 'On the Structure of Legal Principles' (n. 5), 296-7.

19 Jan-R. Sieckmann, 'Legal System and Practical Reason. On the Structure of a Normative Theory of Law' (1992) 5 *Ratio Juris* 291-3; *Recht als normatives System* (n. 7), 19-21.

(3) $OGOp$ (または OGn 。 n は Op を表す。)²⁰

ジークマンによれば、規範的言明と規範的論拠の区別は、アレクシーの理想的当為と現実の当為の区別を明確にしようとしたものである。アレクシーによれば、

「理想的当為は、なされるべきことが事実上かつ法律上可能な最大限であることまでは前提とはせず、それと近似的に、またはできるだけ履行されることを求める。これに対して履行されるかされないかという指図 (directives) の命令的性格は「現実的な当為」である。」²¹

しかし、理想的当為の観念はジークマンによって少し変わった形で表される。ある原理がある場合に p を要求し、その要求が Op と表現されるならば、ジークマンの分析においては、原理 P が実現を要求する理想的な状況は p が事実であること、すなわち Op が履行されることではなく、 Op が確定的に妥当しているということである²²。これがまさに、原理は妥当性の要求 ($OGOp$) の構造を持つ規範的論拠であるとジークマンが考える理由である。ジークマンによれば、原理 P_1 「侮辱的発言は保護されるべき」が規範文 Op で表現されるならば、既に述べたように、 P_1 にとっての最善の結果は「侮辱的発言は保護されるべき」という規範が確定的に妥当すること、すなわち $GOOp$ である。しかし P_1 は、 Op が確定的に妥当すべき (ought to be definitively valid) ことを求める規範的論拠にすぎず、それだけでは Op が現実に (really) 確定的に妥当することを保障できない。アレクシーによれば、原理は事実

20 Sieckmann, 'Logische Eigenschaften von Prinzipien' (n. 7), 170; 'Principles as Normative Arguments' (n. 6), 170; *Recht als normatives System* (n. 7), 27.

21 Alexy, 'Zum Begriff des Rechtsprinzips' (n. 4), 204.

22 Sieckmann, 'Logische Eigenschaften von Prinzipien' (n. 7), 170.

上の可能性と法的可能性にまだ相対化されていない理想的な当為だけを含む²³。原理実現の法的な可能性は対抗する原理によって決まる。理想的当為 $OGOp$ が実現され、規範的言明 GOp によって主張される現実の当為に変化する可否かは、それと対抗する規範的論拠 ($OGO\sim p$ または $OG\sim Op$) との衡量の結果に左右される。 P_1 の規範的論拠が他の原理 P_2 のより強い対抗論拠によって打ち負かされるならば、 P_1 の要求は確定的に妥当せず、 Op は現実の当為にならない。これは、原理が一応の (a prima-facie) 性格を持つということである。理想的当為は一応の当為でしかない。

しかし、ある規範が確定的に妥当することを要求する規範的論拠として原理を特徴づけることがジークマンの構成の終着点なのではない。規範の意味論的概念のために、原理の論理的構造の構成は複雑化を強いられる。規範的論拠である $OGOp$ は依然として規范文である。これは、純粹に意味論的な意味での規範を表現しているものなのか、それとも確定的に妥当する規範であることを述べているのだろうか。しかし前者は、 $OGOp$ は原理の要求でもあるので (たとえば、言論の自由の原理は、「侮辱的な発言は保護されるべき」という規範が妥当すべきことを要求する) 排除される。それぞれの原理は、理想的当為としては、それが要求していることが確定的に妥当すべきことを求めるからである。そのため、 $OGOp$ の前にさらに述語 G を付加することが考えられるが、そうすると規範的論拠が規範的言明 $GOGOp$ になってしまう。これは原理の論理式としては強すぎる。なぜなら、原理が実際に述べるのは、その要求が確定的に妥当すべき (*ought to be definitively valid*) ということだからである。そのためさらに $GOGOp$ の前に O をつけ、 $OGOGOp$ という新たな規範的論拠ができあがる。しかし再度同じ問題が生じるので、同じ操作を無限に続けなければならなくなる。それゆえジークマンは、原理の構造は

23 Alexy, 'On the Structure of Legal Principles' (n. 5), 300.

(4) ...*OGOGOp*²⁴

という、 $\dot{\cdot}$ 妥当性の要求の無限の繰り返しを含む規範的論拠でなければならないと主張する。ある原理が、ある特定の場合に規範 *Op* が確定的に妥当すべき、ということを要求するとし、その *Op* を n_0 と表そう。また、 n_1 を妥当性の一階の要求 *OGn₀* であるとする。ジークマンによれば、規範的論拠としての原理の完全な構造は、一階の妥当性要求を支持するより高い階層の妥当性要求の無限の集合 $\{n_1:OGn_0, n_2:OGn_1, \dots, n_{i+1}:OGn_i, \dots\}$ である²⁵。

ジークマンのアプローチは、原理の構造的特徴をとらえようとものであるが、彼の構成は完全に満足できるものではない。なぜつぎのように言えないのだろうか？ ある原理集合が実現することを要求する理想的状況とは、原理から生じる義務 *Op₁, ..., Op_n* がすべて履行されていること、すなわち、要求されている行為が同時に遂行されていること、あるいは義務的な出来事 p_1, \dots, p_n が生じていることであると。原理または理想的当為の最適化という性質は、そのような理想的状況が、所与の事例で複数の原理が互いに対立する場合には実現できず、近似的にしか実現できない、の様に説明できる。そのため、ジークマンが主張するように、原理は規範的論拠の複雑な構造を持っていなければならない、というのは疑わしい。さらに、規範的論拠と規範的言明の区別が理想的当為と現実的当為の区別をより分かりやすくすることも思えない。既述のように、規範的言明 *GOp* は、規范文 *Op* で表現される規範が確定的に妥当するとき、すなわち *Op* が現実の当為であるときに真である。では、*Op* は p が実現しているという理想的状況をも描いてないのだろうか？ 妥当するすべての規範は、それが描く理想的状況ができるだけ実現されることを要求していないのだろうか？ これに対してジークマンなら、

24 Sieckmann, 'Logische Eigenschaften von Prinzipien' (n. 7), 170-2; 'Principles as Normative Arguments' (n. 6), 200; *Recht als normatives System* (n. 7), 27, 51.

25 Sieckmann, 'Principles as Normative Arguments' (n. 6), 203, 208.

$OGOp$ が描く理想的状況は Op が妥当するということであり、 p が実現していることではないので、 $OGOp$ と GOp は違くと反論するかもしれない。しかし、ある理想的状況が、そこにおいてすべての義務が履行されているような状況ならば、 Op がある理想的状況で妥当しているという事実は、 p がその状況で生じているということを含意しないのか？

以上で説明した諸問題が示しているのは、ジークマンの理論の最大の欠陥が、しっかりとした意味論的基礎を欠いていることにある、ということである。この欠陥が、無駄に複雑な「規範的論拠の論理」の原因である。ジークマンは原理の論理的構造についての彼のアイデアを表現するために義務論理の言語を使っているが、彼が使う義務論理の式に正確な解釈を与えるために必要な形式的意味論を提供していない。さらにジークマンは、「 Op は確定的に妥当する」(GOp)という規範的言明や、「 Op は確定的に妥当すべき」($OGOp$)という規範的論拠を表現するために、義務演算子の他に G を導入し、原理は繰り返される妥当性要求の構造をもつ、すなわち「 Op は妥当すべきである、ということが妥当すべきである」($OGOGOp$)という構造をもつとした。しかしジークマンは、単純な義務論理の文 Op や、より複雑な GOp , $OGOp$ 等の真理条件を特定していない。実際には、 G は規範定項 (norm-individuals) に付加される述語である。それゆえジークマンの試みにおいて、規範は規範文の意味であるだけでなく、抽象的な実在 (abstract entities) であり、述語 G は一つの世界における諸規範定項の一部分集合を示す。ジークマンが依拠しているのは、事実上、高階義務述語論理である。これは標準義務命題論理よりもはるかに複雑であり、深刻な存在論的、意味論的問題をともなうが、そのことにジークマンは気づいていないようである²⁶。

正確な意味論なしには、「充足可能」「論理的に妥当」「論理的な帰結」の

26 高階様相論理の複雑な意味論については、see, e.g., Nino B. Cocchiarella and Max Freund, *Modal Logic: An Introduction to Its Syntax and Semantics* (Oxford University Press: Oxford, 2008), 215-52.

ようなジークマンの規範的論拠の論理における中心的論理的概念を定義することはできない。たとえばジークマンは

- (5) $GOG_n \rightarrow G_n$
- (6) $OG_n \rightarrow OOG_n$
- (7) $OG_n \rightarrow OGOG_n$

が論理的に妥当すると主張する。しかし彼は、これらの文の論理的妥当性を証明するための、義務様相の意味論（たとえば、様相文の真理条件、様相論理における論理的妥当性の概念や論理的帰結の概念を定義するために一般的に使われている可能世界意味論）には依拠していない。むしろ、彼はそれらの文の直観的な解釈に甘んじ、規範体系や規範的論拠の彼の理論においては、それらの文の日常言語への翻訳で足りると考えているようだ²⁷。たとえば、(5)は、「もし要求が、反対に、規範の妥当性に関するものであり(GOG_n)、規範の妥当性が主観的な各自の判断にのみ依拠するのならば—それは自律的道德に適合するので—、この規範の妥当性を規範の妥当性の要求によって認めることが合理的である」²⁸。ジークマンによれば、(6)と(7)は「利益を基礎にした規範正当化」の枠組みにおいて妥当する²⁹。それゆえ、こ

27 これは、 $S4 \Box p \rightarrow \Box \Box p$ と $S5 \Diamond p \rightarrow \Box \Diamond p$ という真理様相論理の公理に対応する義務論理の公理のジークマンによる解釈の中に明確に認められる（たとえば、(6)は $S4$ 公理に対応する）。Sieckmann, 'Logische Eigenschaften von Prinzipien' (n. 7), 175-6を参照せよ。ジークマンは、これらの公理の妥当性と意味論上の適切さがモデル構造における可能世界の集合内の到達可能性関係に加えらるる一定の制約によって左右されることを無視しているように思われる。これらの公理に対応する義務論理上の式が公理なのか否かも、可能世界間での義務論的に選択すべきという関係が義務論理の意味論でどのように決定されるかに左右される。以下のIIIを参照せよ。

28 Sieckmann, 'Zur Analyse von Normkonflikten und Normabwägungen' (n. 7), 354.

29 See Sieckmann, 'Logische Eigenschaften von Prinzipien' (n. 7), 175; 'Zur Analyse von Normkonflikten und Normabwägungen' (n. 7), 354.

これらの文が本当に論理的に妥当するのか、それともジークマンの規範的論拠の理論の主張内容を表現しているだけなのかは不明確である。

形式的意味論の欠如は、規範的論拠についてのジークマンの論理における規範的非整合性に関する問題をも生じさせている。ジークマンは二種類の規範的衝突を区別している。すなわち規範的言明同士の衝突と規範的論拠同士の衝突である。ジークマンによれば、規範的言明同士の衝突は論理的な矛盾である。二つの規範的言明が互いに衝突していれば、それらの両方が真であることはありえず、少なくとも一方は偽でなければならない³⁰。Gn（規範nは確定的に妥当する）と $\neg Gn$ （nは確定的に妥当するというわけではない）の間にはもちろん論理的矛盾がある。しかしこれがジークマンが意図する規範的言明間の衝突なのではない。矛盾は以下のように理解されている。ある規範的言明が、 $Op(n_1)$ が確定的に妥当することを主張し、他の規範的言明が、 $O\neg p(n_2)$ が確定的に妥当することを主張する。しかしそれらを、ジークマンがするように一階の文 Gn_1 と Gn_2 で表すと、論理的矛盾がどこにあるのかが分からなくなる。なぜ両者は同時に真ではあり得ないのか？ おそらくジークマンは、互いに矛盾する内容を持つ二つの規範は同時に確定的に妥当しえないと想定するのだろう³¹。しかしこれは論理的整合性の要求というよりは規範的な要求である。さらに、その規範的要求は規範文の集合の整合性の正確な定義を前提とする。そうでなければ、二つの規範が互いに「矛盾している」のか否かを知ることは不可能である。しかし、そのような定義はジークマンの理論の中には見られない。つぎに、規範的論拠の衝突を見よう。これをジークマンは論理的矛盾とはみなせないと主張

30 Jan-R. Sieckmann, 'Zur Abwägungsfähigkeit von Prinzipien' in H.-J. Koch and U. Neumann (eds.), *Praktische Vernunft und Rechtsanwendung. ARSP Beiheft 53* (Steiner Verlag: Stuttgart, 1994), 206; *Recht als normatives System* (n. 7), 42-3.

31 Sieckmann, *Recht als normatives System* (n. 7), 25.

する。この主張は規範的論拠の衡量の前提条件である³²。ジークマンによれば、 $OGOp$ と $OGO\neg p$ のような二つの衝突する規範的論拠は同時に妥当しうる、又は真でありうる。しかしこれは正確にはどのような意味なのだろうか？ 対応する規範的言明 $GOGOp$ と $GOGO\neg p$ はともに真でありうる、ということの意味しているのではないのは確かだ。なぜならそれは、二つの共存しえない規範は同時に妥当しない—異なる妥当性観念をとくに規範的論拠のために導入しない限り—という規範的要求に反するからである³³。理想的当為に関して、二つの規範的な論拠 $OGOp$ と $OGO\neg p$ の間の無矛盾性は以下のように解釈されるべきである。ある理想的な状況において Op と $O\neg p$ が妥当する。もし Op と $O\neg p$ がある理想的状況において同時に成り立つならば、 p と $\neg p$ が実現している他の理想的な状況—それらの状況が同じであっても違っていても—がなければならない。しかし、 $p \wedge \neg p$ は論理的な矛盾式であるので、そのような状況は不可能である。もしジークマンが規範的言明 GOp と $GO\neg p$ の間の衝突が論理的な矛盾であると主張するなら、衝突する規範的論拠が論理的矛盾を導かないと考える理由はない。これゆえ、規範的論拠の間の衝突は、矛盾または非整合性という観念に依拠することなしには十分に定義されない。より一般的にいえば、規範的非整合性についての適切な意味論的観念なしには、なぜ、そしていつ規範的論拠や規範的言明が衝突するのかを知ることができないのである。

ジークマンのアプローチが招く難点を避けるために、私は義務論理のための可能世界意味論（クリプキ・ヒンティッカ意味論）を、必要な修正を加えた上で、理想的当為と現実の当為の観念、原理の衝突、衡量の明確化のため

32 Sieckmann, 'Zur Abwägungsfähigkeit von Prinzipien' (n. 30), 206; 'Logische Eigenschaften von Prinzipien' (n. 7), 165.

33 これはジークマンが最近使った戦略である。彼は VAL_{ARG} という記号を、規範的論拠の妥当性の述語を示すために導入する。See Sieckmann, 'Principles as Normative Arguments' (n. 6), 203; *Recht als normatives System* (n. 7), 52-3.

に用いる。この意味論的枠組みの中で、以下の検討がなされる。

第一に、理想的当為は、ある理想の世界で妥当する義務とみなされ、*OOp*のような繰り返される義務として表現されてもよいが、一定の条件の下では義務様相 *O* の繰り返しは不必要であることを証明できる。

第二に、所与の状況で原理集合が非整合的である（すなわち諸原理が衝突する）ならば、この状況は、この原理集合に含まれるすべての義務が履行される理想的な世界には移行できない。そのような状況の下では、我々にはできるだけ理想世界に近い二次的な理想的諸状況（sub-ideal situations）を見て、それらのうちのどれが「最善」（best）または「最適」（optimal）なのかを決めなければならない。この過程が「衡量」と呼ばれる。

第三に、対象言語に述語 *G* を組み込むのではなく、「妥当性」を意味論的観念とみなす。衡量の結果としての現実の当為というアイデアは、所与の状況との関係において最善の、「ほとんど理想的な」世界のすべてでその当為が実現されているとき、またそのときにのみ何かが確定的に義務的である、という様に説明される。

Ⅲ. 義務論理のためのクリプキ・ヒンティッカ意味論の概略

以下では、ヒンティッカとクリプキの可能世界意味論の概要を説明する³⁴。義務論理のためのクリプキ・ヒンティッカ意味論の基礎は、ゲオルク・ヘンリク・フォン・ウリクト（Georg Henrik von Wright）の説明に沿って以

34 Saul A. Kripke, 'Semantical Considerations on Modal Logics' in L. Linsky (ed.), *Reference and Modality* (Oxford: Oxford University Press, 1971), 63-72; Jakko Hintikka, 'Some Main Problems of Deontic Logic' in R. Hilpinen (ed.), *Deontic Logic: Introductory and Systematic Readings* (D. Reidel: Dordrecht, 1981), 59-104. 本稿で紹介する義務論理のための意味論の概要はヒンティッカのモデル・セットとモデル体系にかなり従っているが、クリプキの方法で少し修正を加えている。可能世界意味論の明解な入門としては、James W. Garson, *Modal Logic for Philosophers* (Cambridge University Press: Cambridge, 2006), 57-115を参照せよ。

下のように解することとする。ウリクトによれば、規範の集合の内容 (norm-contents) は、選択すべき「理想」世界 (an alternative, 'ideal world') の記述で構成される。現実世界と比較するとその記述は真ではないかもしれないし、ほとんど偽かもしれない。なぜなら、すべての義務が現実世界で常に履行されるわけではないからである。これは、現実世界は理想が実現される「完全」な世界ではないことを意味する。しかし、理想世界は実現可能な可能世界でなければならない。それゆえウリクトは、「規範の機能は、人々に理想の実現を働きかけること、現実の記述が理想の記述に近づくように、人々を行動させることであるといえる」³⁵と指摘している。

以上のアイデアに基づくと、規范文の真理条件と規範集合の充足可能性 (整合性) (satisfiability (consistency)) は、可能世界の集合を導入することによって定義される。 $p, q, r...$ を文変項、 \neg (否定), \wedge (かつ), \rightarrow (もし…ならば、…)を周知の文結合子とする。以下の条件を満たすとき、またそのときにのみ、文集合 W は「可能世界の部分的な記述」である。

(C. \neg) p が W の要素である ($p \in W$) ならば、 $\neg p$ は W の要素 ($\neg p \in W$) ではない。

(C. \wedge) p が W の要素であり ($p \in W$)、かつ、 q も W の要素である ($q \in W$) とき、またそのときに限り $p \wedge q$ は W の要素である ($p \wedge q \in W$)。

(C. \rightarrow) p が W の要素であり ($p \in W$)、かつ、 $\neg q$ が W の要素である ($\neg q \in W$) という場合がないとき、またそのときに限り、 $p \rightarrow q$ は W の要素である ($p \rightarrow q \in W$)。

35 Georg Henrik von Wright, 'Is and Ought' in S. L. Paulson and B. Litschewski Paulson (eds.), *Normativity and Norms. Critical Perspectives on Kelsenian Themes* (Oxford University Press: Oxford, 1998), 374-5.

誤解の恐れがない場合には、上記の条件を満たす文集合 W を「可能世界」と呼ぶ³⁶。「 p は W の要素である」(\in は「…は…の要素である」と読む。)は、直観的には「 p は可能世界 W において真である」という意味で理解できる。ある文が、ある可能世界では真であり、他の可能世界では偽である、ということもありうる。(C. \neg)、(C. \wedge)、(C. \rightarrow) は、文変項と真理関数的結合子で構成される複合文の真理条件を定めている。文集合 $\{p_1, \dots, p_n\}$ は、すべての p_i ($i = 1, \dots, n$) について p_i が W の要素である ($p_i \in W$) とき、つまり $\{p_1, \dots, p_n\}$ が W の部分集合である ($\{p_1, \dots, p_n\} \subseteq W$) とき (\subseteq は、「…は…の部分集合である」と読む。)、またそのときにのみ充足可能 (整合的) である。 q は、 $\{p_1, \dots, p_n, \neg q\}$ が充足不可能なとき、またそのときにのみ、 $\{p_1, \dots, p_n\}$ の論理的帰結である。 p は、 $\{p\}$ が充足不可能であるとき、またそのときにのみ、矛盾している (contradictory)。 p は、 $\neg p$ が矛盾しているとき、またそのときにのみ論理的に妥当である。矛盾式 (たとえば $p \wedge \neg p$) を \perp と表せば、(C. \neg) は以下の様にも表せる。

(C. \perp) \perp が可能世界 W の要素である ($\perp \in W$) ような、そのような W は存在しない。

(C. \perp) によれば、 \perp はどんな可能世界でも真にはなり得ない。したがって、可能世界は整合的な文集合で記述される。さらに、帰結関係を \vdash で表す。 S を文集合とし、 S から p が論理的に帰結することを $S \vdash p$ と表す。

つぎに規範文 Op の真理条件を考えよう。上記のクリプキ・ヒンティッカ意味論によれば、「 p が現実世界において義務的である」は、 p が、我々が作り出すことができ、かつ、現実世界での義務のすべてが履行されているす

36 厳密にいえば、 W は一つの可能世界の部分的な記述にすぎない。なぜなら、任意の文 p について、 p が W の要素である ($p \in W$)、または $\neg p$ が W の要素である ($\neg p \in W$) ということは求められていないからである。

すべての可能世界で生じている、ということの意味する。そのような可能世界を「義務論的に完璧な世界」または「理想世界」と呼ぶ。より正確な定義のために、二つの可能世界間の関係 R を導入し、‘ $\dots R \dots$ ’を「 \dots は \dots にとって義務論的に選択すべきもの (\dots is a deontic alternative to \dots)」と読むことにする。可能世界 W と W^+ について、 W^+ が W にとっての理想世界の一つであるとき、またそのときに限り、 WRW^+ (W^+ は W にとって義務論的に選択すべきものである) が成立している。直感的には、 W^+ は、 W において義務的なものが生じているという意味での、 W にとって義務論的に選択すべき世界である、と考えてよいだろう。したがって、 Op の真理条件は以下のように定義される。

(C.O) Op は、 p が WRW^+ であるようなすべての W^+ の要素である ($p \in W^+$) とき、またその時に限り、 W の要素である ($Op \in W$)。

(C.O) は、 W にとってのすべての義務論的に選択すべき世界において p が真であるとき、またその時に限り、 Op は世界 W において真である (p はすべての理想世界で生じている)、ということ述べている。標準義務論理では、もう一つの義務演算子 P 「 \dots が許されている」は $\neg O\neg$ と同じであると定義される ($Pp =_{df} \neg O\neg p$)。「 p が世界 W で許されている」は、 p がどんな義務にも反することなく生じている少なくとも一つの理想世界があることを意味する。 Pp の真理条件はつぎの通りである。

(C.P) WRW^+ であるような可能世界 W^+ があり、かつ、 p が W^+ の要素である ($p \in W^+$) とき、またそのときに限り Pp は W の要素である ($Pp \in W$)³⁷。

37 「 p が禁止されている」は $O\neg p$ または $\neg Pp$ として定義できる。したがって、「 p が禁止されている」は、 $\neg p$ がすべての理想世界で真であるとき、またそのときに限り真である。

義務論理の意味論においては、関係 R は反射的 (reflexive) ではない。すなわち、すべての可能世界について WRW が成り立つ、ということはない。いくつかの可能世界は、たとえば我々の現実世界は、自身にとって義務論的に選択すべき世界ではありえない。これは、現実世界において義務はしばしば守られない、という事実のためである。言い換えれば、現実世界は理想世界ではなく、義務的なことが常に実際に生じるわけではない。 R は反射的ではありえないので、

$$(8) \quad Op \rightarrow p$$

は論理的に妥当しない。しかし、標準義務論理 (SDL) の意味論においては、関係 R の継続性 (seriality) は成り立つとされる。すなわち、すべての可能世界のそれぞれにとって、義務論的に選択すべき世界が存在する。この条件はつぎの通り。

$$(C.O^*) \quad \text{すべての可能世界にとって、} Op \text{ が } W \text{ の要素であれば } (Op \in W)、 \\ WRW^+ \text{ である理想世界 } W^+ \text{ が少なくとも一つあり、かつ、} p \text{ は } W^+ \text{ の要素である } (p \in W^+)。$$

継続性とそれに対応する (C.O*) は、規範の内容によって記述される理想世界は、我々の行動によって生じさせることができる「本物の」可能世界であるということを前提としている。何かが義務的であるならば、それがあある可能世界で——必ずしも現実世界でなくてもよいが——生じることが可能でなければならない。つまり、理想世界は実現可能でなければならない。したがって、 $O \perp$ (たとえば $O(p \wedge \neg p)$) のような矛盾した内容をもつ規範はどのような可能世界でも成立しない。なぜなら、(C.⊥) によれば、⊥ が真である可能世界はないからである。⊥ を含む文集合が記述するのは「不可能世界」

である。(C.O*) と (C.P) より、

$$(9) \quad Op \rightarrow \neg O \neg p$$

が論理的に妥当する。(9)は、義務的なことは許されてもいる、ということである。

不可能なことはどれも義務的でないというのは正しように思えるかもしれないが、(C.O*) と (9)は、とくに規範衝突の可能性を認めるならば自明のものではなくなる。規範体系の中に、 Op と $O\neg p$ のように、互いに対立しかつともに妥当する規範が含まれることは珍しくない。ある法体系が原理を含んでいるならば、多くの場合で、それらの原理が、同時に履行できない複数の規範を生み出すことがある。もし我々の現実世界 W にたとえば Op と $O\neg p$ のような対立する規範が含まれているならば、つまり、 $Op \in W$ かつ $O\neg p \in W$ ならば、 W にとっての理想世界はないことになる。このため、規範対立を認めるならば、我々は (C.O*) と (9) を諦めなければならないように思われるかもしれない。しかし私は、(C.O*) が不合理な要求だとは思わない。なぜなら、原理間の衝突は通常、「条件つきの非整合性 (conditional inconsistency)」であり、言い換えれば、「ある特定の事実の下での非整合性 (inconsistency modulo certain facts)」だからである³⁸。原理の集合がそれ自体としては整合的であるならば、特定の状況の下でのみ衝突する義務を生み出すのであり、そのことでもって当該原理集合は整合的な文集合によって記述できない、ということにはならない。原理の集合によって想定される理想的な状況が依然として一つの可能世界であるのならば、(C.O*) を

38 規範衝突と条件つき規範的非整合性については、Carlos. E. Alchourrón, 'Conflicts of Norms and the Revision of Normative Systems' (1991) 10 *Law and Philosophy* 413-25 を参照せよ。

拒否する理由はない。原理の衝突と条件つき規範的非整合性については次節でさらに検討する。

義務論的に選択すべき世界の関係 R に加えられるさらなる要求がある。この要求は繰り返される義務演算子の問題に関して重要である。以下では、不必要な複雑化を避けるため、繰り返される義務の意味論について以下で検討する際には、ジークマンの、妥当性を意味する述語 G を使わないこととする。規範文の真理条件はクリプキ：ヒンティッカ意味論で定義されたので、規範は、それに対応する規範文 Op がこの世界で真であるときに、またその時に限り妥当するとする。ジークマンは、「原理は特定の規範的な状況を要求することを含んでおり、したがって規範様相の繰り返しを含む」と主張している³⁹。たとえば、言論の自由の原理は、他人を侮辱する発言が許されることを要求し、人格的名誉への権利の原理は、他人を侮辱する発言が許されないことを要求する。この二つの要求はそれぞれ OPp と $OO\neg p$ で表せる。以下では、義務様相 O の繰り返しのみを検討する。理想的な当為としての原理を表現する方法の一つは、原理が OOp 「 p が義務的であるということが生じるべきである (it ought to be the case that p is obligatory.)」のような繰り返しの義務の構造を有していると考えることである。たとえば「他人を侮辱する言論は守られるべきである、ということが生じるべきである (it ought to be the case that insulting speech ought to be protected.)」である。しかし、 OOp のような繰り返される義務演算子を含む規範的な文を義務論の意味論においてどのように解釈すべきだろうか？ (C.O) に基づけば、 OOp の真理条件はつぎの通りである。

(C.OO) OOp は、 Op が WRW^+ であるすべての W^+ の要素である ($Op \in W^+$) とき、またその時に限り、 W の要素である。

39 Sieckmann, 'Principles as Normative Arguments' (n. 6), 198.

つまり、 W にとって義務論的に選択すべきすべての世界で Op が真のとき、またそのときに限り、 OOp は可能世界 W において真である。もし、この OOp が理想的な当為の論理式であるならば、理想的当為は「理想世界における義務」または「我々が受け入れるべき義務」であるといえよう。さらに、 Op が W^+ の要素であるならば、(C.O)をもう一度適用して、 W^+ にとって選択すべきすべての世界 W^{++} で p が真である(条件(C.O*))が、理想世界 W^+ にとって選択すべき世界がなければならないことを保証する)。したがって(C.OO)は以下の様にも言い換えられる。

(C.OO*) OOp は、 p が WRW^+ かつ W^+RW^{++} であるようなすべての W^{++} の要素である($p \in W^{++}$)とき、またその時に限り、 W の要素である。

言い換えれば、 OOp は、 p が W にとっての理想世界にとっての義務論的に選択すべきすべての世界で真であるとき、またそのときに限り、可能世界 W において真である。たしかに W^{++} は、 W^+RW^{++} が成り立つので、理想世界 W^+ にとっての理想世界である。では、 W^{++} は、 W にとっての理想世界でもあるのだろうか、つまり、 WRW^{++} であるのだろうか？ もし義務論的に選択すべき世界の関係 R が推移的(transitive)であるならば、 WRW^+ と W^+RW^{++} から WRW^{++} を導ける。これは、ある可能世界にとっての義務論的に選択すべき世界にとっての義務論的に選択すべき世界のすべては、その世界にとっての理想世界でもある、ということの意味する。推移性の要求は、 R を「…は…よりも良い」のように理解するならば適切であるように思える。義務論的に選択すべき世界は現実世界よりも良い世界であり、現実世界にとって義務論的に選択すべき世界よりも良い世界は、現実世界よりも良い。推移性は以下の条件に定式化できる。

(C.OO+) Op が W の要素である($Op \in W$)ならば、 Op は WRW^+ である

すべての W^+ の要素である ($Op \in W^+$)。

推移性の下で (C.OO⁺) が受け入れられる理由は明らかである。もし Op が W の要素であるならば、 p は W にとってのすべての義務論的に選択すべき世界において真でなければならない。もし W^{++} が、 W にとっての義務論的に選択すべき世界 (W^+) にとっての義務論的に選択すべき世界であるならば、推移性のために、 W^{++} も W にとっての義務論的に選択すべき世界である。 W^{++} は W^+ にとっての義務論的に選択すべき世界でもあるので、(C.O) によれば、「 p は W^+ の要素である」 ($p \in W^+$) は「 Op は W^+ の要素である」 ($Op \in W^+$) を含意する。直感的に言えば、(C.OO⁺) は、現実世界におけるすべての義務は、理想世界での義務でもある、ということである。したがって (C.OO⁺) は

$$(10) \quad Op \rightarrow OOp^{40}$$

を成り立たせる。(10) から、 $OOp \rightarrow OOOp, OOOOp \rightarrow OOOOOp \dots$ を導ける。つまり、現実世界においてある義務が成り立っていれば、その義務は無限に繰り返せるということを意味する。(C.OO⁺) と (10) は、ジークマンの理論における繰り返される妥当性要求とも対応するように見える⁴¹。しかし私は、

40 $Pp \rightarrow OPp$ は、 R がユークリッド的 (euclidean) であれば、つまり、 WRW^+ かつ WRW^{++} ならば W^+RW^{++} であれば論理的に妥当することに注意。

41 推移性の関係が理想世界の間でだけ成り立つようなより弱い条件を受け入れることもできる。すなわち、現実世界 W にとって義務論的に選択すべきすべての W^+ について、もし W^+RW^+ と W^+RW^{++} ならば、 W^+RW^{+++} であるという条件である。これに対応する条件は以下のように修正できる。

(C.OO⁺⁺) WRW^+ であるようなすべての W^+ にとって、もし Op が W^+ の要素である ($Op \in W^+$) ならば、 W^+RW^{++} であるようなすべての W^{++} にとって Op は W^{++} の要素である ($Op \in W^{++}$)。

このより弱い条件の下では $OOp \rightarrow OOOp$ は妥当するが、(10) は妥当しない。これの方

繰り返しの義務様相は、 R の他の性質を考慮するならば、原理の論理的構造の表現としては不適切であると考ええる。

我々の現実世界は「完璧」でも「理想的」でもないので、反射性 (reflexivity) を受け入れることはできないが、以下のより弱い前提を受け入れることは合理的であるように思われる。その弱い前提とは、ある世界が我々の世界にとっての理想世界であるならば、そのある世界はそれ自身にとっても理想世界である、というものである。つまり、 WRW^+ ならば W^+RW^+ である。この「弱い」反射性は「二次的な反射性 (secondary reflexivity)」または「転移反射性 (shift reflexivity)」と呼ばれている。もし R が二次的に反射的であるならば、義務論的に選択すべきすべての世界は、それ自身にとっても義務論的に選択すべき世界である。この二次的反射性はつぎの理由により適切である。理想世界は、その定義によれば、すべての義務が履行されている世界である。このすべての義務には、「古い」義務 (ある世界があり、その世界にとっての理想世界が義務論的に選択すべき世界であるような、そのような世界における義務) だけではなく、理想世界自身における「新しい」義務も含まれると考えるのが自然である。この二次的反射性という制約は以下の条件に定式化できる。

(C.O)_{rest} Op が W^+ の要素であり ($Op \in W^+$)、かつ、 W^+ が、ある可能世界 W にとって義務論的に選択すべき世界であるなら (WRW^+)、 p は W^+ の要素である ($p \in W^+$)。

(C.O)_{rest}により、

$$(11) \quad O(Op \rightarrow p)$$

が、妥当性要求の繰り返しというジークマン自身のアイデアにより近いように思われる。

が妥当する。また(11)は、

$$(12) \quad OO_p \rightarrow Op$$

を含意する⁴²。(10)と(12)より、

$$(13) \quad Op \leftrightarrow OO_p$$

が導ける。(13)は、義務演算子の繰り返しは余計であることを意味する。つまり、すべての繰り返される義務は繰り返されない義務に縮減できる⁴³。したがって、繰り返される義務を理想的当為または原理の構造とみなすことは無意味である。(13)の縮減定理のため、理想世界における義務（我々が受け入れるべき義務）と現実世界における義務（我々が実際に負っている義務）の間に本質的な相違はない。したがって、理想的当為と現実の当為の構造的相違を OO_p と Op の間の形式的な相違に見出すことは適切でない。

私の考えによれば、原理の要求は Op で表現できる。なぜなら、理想的な当為を表現するために義務様相 O を繰り返すことは無駄だからである。これが正しい場合、原理の理想的な性質または最適化を求める性質をどのように理解すべきか、また、理想的な当為と現実の当為の構造的な違いは何なのかという問題が生じる。アレクシーによれば、原理は「実現可能性と法的可能性に相対化されない理想的な『当為』を含む」⁴⁴が、「できるだけ実現され

42 (12)は(11)と公理K: $O(p \rightarrow q) \rightarrow (Op \rightarrow Oq)$ から導出可能である。(12)が $(C.O)_{rest}$ の下で妥当することは明らかである。 OO_p が W の要素ならば($OO_p \in W$)、 WRW^+ であるすべての W^+ にとって Op は W^+ の要素である($Op \in W^+$)。 $(C.O)_{rest}$ によれば Op が W^+ の要素であれば p は W^+ の要素であり($p \in W^+$)、それゆえ Op は W の要素である($Op \in W$)。

43 もし R が推移的ならば $OPp \rightarrow Pp$ が妥当することに注意せよ。これゆえ、 R が推移的かつユークリッド的(注40参照)ならば、 $Pp \leftrightarrow OPp$ が論理的に妥当する。

44 Alexy, 'On the Structure of Legal Principles' (n. 5), 300.

ることを要求し」、そして、「その実際の要求内容についての言明は、実現可能性と法的可能性の言明を常に前提とする」⁴⁵。この漠然とした主張は以下の様に解釈できるだろう。原理の内容によって記述される理想的な状況は抽象的な、実現可能な可能世界である。しかしこの理想的な状況は、いくつかの場合には実現不可能である。なぜなら、いくつかの可能世界は「完全な」または「理想的な」世界に変化しえないからである。我々の現実世界がそのような世界の一つであるならば、我々ができる最善のことは、現実世界をできるだけ理想的なものにすることである。それゆえ現実的当為の内容は、できるだけ理想世界に似ている最善の世界のすべてで生じていることによって構成される。このアイデアをつぎの節でもう少し詳しく説明する。

IV. 理想的当為と現実の当為

原理集合に含まれる理想的当為は、その集合における原理が所与の状況で衝突する場合には完全には実現されない。私は、原理同士の衝突は状況依存的な規範的非整合性であると考ええる。原理の要求は Op で表せるとしたので、以下では義務的諸規範の規範的非整合性のみを検討する。

$N: \{Op_1, \dots, Op_n\}$ を可能世界 W における原理の集合とし、 $I_N = \{p_1, \dots, p_n\}$ を N の規範内容の集合とする。 N は、 I_N が充足可能であるとき、そのときのみ整合的である。言い換えれば、 N は、 W^+ があり、 I_N のすべての文が W^+ で真であるとき、またそのときに限り整合的である（すべての p_i ($1 \leq i \leq n$) について $p_i \in W^+$)。規範的整合性 (normative consistency) という概念を以下の様に定義する。

(CON) ある可能世界 W における規範集合 N は、 I_N が W^+ の部分集合である ($I_N \subseteq W^+$) ような、そのような W^+ があるとき、またそのときに

45 Alexy, 'Zum Begriff des Rechtsprinzips' (n. 4), 204.

限り整合的である。

I_N は N における諸原理によって想定される理想的な状況 (the ideal situation) であり、 W^+ は N にとっての、すなわち W にとっての義務論的に選択すべき理想世界である。ある規範集合の観点からの理想世界は以下のように定義される。

(IW) 規範集合 N に関して、 I_N が W^+ の部分集合である ($I_N \subseteq W^+$) とき、またそのときに限り、可能世界 W^+ は理想世界である。

私は理想的当為 (ideal ought) を以下のように定義する。

(IO) 原理集合 N に関して、 $I_N \vdash p$ であるとき (p が I_N の論理的帰結であるとき)、またそのときに限り Op は理想的当為である。

私はさらに可能世界について追加的な条件を提案する。

(C.1) すべての文 p について、 W が可能世界であり、かつ、 $W \vdash p$ であるならば、 p は W の要素である ($p \in W$)。

(C.1) は、一つの可能世界が帰結関係の \vdash の下で閉じている、ということを行っている。(IO) が適切であることは簡単に説明できる。 p が I_N の論理的帰結であるとき、またそのときにのみ、 Op を N の義務論的帰結 (a deontic consequence of N) と呼ぶことにする⁴⁶。(IO) は、 N のそれぞれの義務論的帰結が理想的当為である、ということ述べている。 N のすべての要素は N の

46 義務論的帰結と論理的帰結の区別については、Hintikka, 'Some Main Problems of Deontic Logic' (n. 34), 77-87 を参照せよ。

論理的帰結であり、したがってそれらも理想的当為である⁴⁷。 p が I_N の要素でなくても (Op が N に明示的に含まれていなくても)、 I_N の論理的帰結であるならば、 Op は W の要素である ($Op \in W$)。この理由は明らかである。 N にとってのすべての理想世界 W^+ にとって、 I_N は W^+ の部分集合である ($I_N \subseteq W^+$) ので、 I_N から p が帰結する ($I_N \vdash p$) ならば、 p は W^+ の論理的帰結でもある⁴⁸。これは、(C.⊢)によれば、 p が W^+ の要素である ($p \in W^+$) ことを、すなわち p はすべての理想世界で真であることを意味する。したがって、 N における規範だけでなく、 N から導かれる義務も「理想的当為」と呼ぶことはまったく自然である。言い換えれば、理想的当為とは、 N に明示的に又は黙示的に含まれている当為である。

規範的非整合性に関しては、規範集合 N は、 I_N が充足不可能であるとき、またその時に限り絶対的に非整合的 (*categorically inconsistent*) である。絶対的規範的非整合性を以下のように定義する。

(INC) N は、 I_N が W の部分集合である ($I_N \subseteq W$) ような、そのような W がない時、またそのときに限り非整合的である。

たとえば、規範集合 $\{Op, O\neg p\}$ は絶対的な意味で非整合的である。しかし既述のように、諸原理の集合それ自体は規範的に整合的である。つぎの二つの原理「言論の自由 (p) は保護される (r) べきである」「個人のプライバシー権が侵害される (q) ことは保護されない ($\neg r$) べきである」という二つの原理だけを含む単純な集合を想定しよう。集合 $\{p \rightarrow r, q \rightarrow \neg r\}$ は充足可能であるので、集合 $\{O(p \rightarrow r), O(q \rightarrow \neg r)\}$ が整合的であることは明らかで

47 これは、帰結関係は包含的 (*inclusive*) であるという公準のためである。すなわち、 S におけるすべての文 p について、 $S \vdash p$ 。

48 これは、古典論理の帰結関係は単調的 (*monotonic*) であるためである。 S と S' という二つの集合について、 S が S' の部分集合であり、かつ $S \vdash p$ ならば、 $S' \vdash p$ 。

ある。言論の自由の行使が個人のプライバシー権を侵害する場合にのみ、規範的な非整合性が生じる。なぜなら、 $\{p \rightarrow r, q \rightarrow \neg r\}$ は、 $p \wedge q$ が真であるような世界では充足不可能だからである。このような規範的非整合性を私は条件つき非整合性 (*conditional inconsistency*) と呼ぶ。条件つき規範的非整合性は、ある特定の事実の下での非整合性 (*inconsistency modulo certain facts*) である。トートロジー (論理的に妥当) でなく、矛盾式でもなく、また、義務演算子を含まない文 s を事実記述 (*fact-description*) と呼ぶ。原理集合 N は、規範内容 I_N と事実記述 s が同時に充足可能でないとき、またそのときに限り、状況 s において衝突を生じさせる。状況 s における規範集合 N の条件つき非整合性は以下のように定義できる。

(CINC) N は、 I_N と $\{s\}$ の合併集合 ($I_N \cup \{s\}$) が充足不可能であるとき、またそのときに限り、 s の下で (*modulo s*) 非整合的である (I_N と $\{s\}$ の合併集合を部分集合とする可能世界 W は存在しない)⁴⁹。

条件つき規範的非整合性は他の方法でも定義できる。文集合 S が非整合的または充足不可能であるのは、 S が矛盾式を含意するとき、つまり、 $S \vdash \perp$ のとき、またそのときに限る。したがって、 I_N と $\{s\}$ の合併集合 ($I_N \cup \{s\}$) が非整合的であるのは、 I_N と $\{s\}$ の合併集合から \perp が帰結する ($I_N \cup \{s\} \vdash \perp$) とき、またそのときに限る⁵⁰。古典論理の演繹規則により⁵¹、これは $I_N \vdash s \rightarrow \perp$ を含意する。 $s \rightarrow \perp$ は $\neg s$ と論理的に同値であるので、条件つき規範的非整合性は以下のようにも定義できる。

49 \cup は合併集合を意味する。絶対的な整合性は、 s がトートロジーでありうることを認めるならば、条件つき非整合性を使って定義できることに留意せよ。

50 本文の例で $r \wedge \neg r$ が $\{p \rightarrow r, q \rightarrow \neg r\}$ と $\{p \wedge q\}$ から導けることは容易に示せる。

51 演繹定理によれば、もし $S \cup \{p\} \vdash q$ ならば $S \vdash p \rightarrow q$ である。

(CINC*) N は、 $I_N \vdash \neg s$ のとき、またそのときに限り、 s の下で非整合的である。

(IW) と (C.⊢) により、 $I_N \vdash \neg s$ は、 N に関するすべての理想世界 W^+ において $\neg s$ が W^+ の要素である ($\neg s \in W^+$) ことを含意する。つまり、 s はすべての理想世界において真ではあり得ない。 s が真である可能世界を s 世界 (s -world) と呼ぶことにする。そうすると、上記で述べたことは、 $\neg s$ が I_N から帰結するならば、 s 世界は N にとっての理想世界ではない、ということと同じである。もし我々のいる状況が s 世界であるならば、我々の現実世界を理想世界に変化させることは不可能である。したがって、 N の諸原理が想定する理想的状況を完全に実現することも不可能である⁵²。そのような状況で我々ができる最善のことは、我々の s 現実世界をできるだけ理想状況に近づけることである。 N に含まれる理想的当為は「現実的可能性と法的可能性に相対化され」、「現実的」当為に変換される。これはまさにアレクシーの「最適化テーゼ」が言っていることである。

K_N を I_N の論理的帰結のすべての集合であるとする ($K_N = \{p | I_N \vdash p\}$)。 (IO) によれば、 K_N は原理集合 N に含まれる理想的当為の完全な内容であり、したがって、理想的な状況の「完全」な記述であるとみなせる。 Op は、 p が K_N の要素である ($p \in K_N$) とき、またそのときにのみ理想的当為である。以下のことは明らかである。第一に、すべての可能世界 W について、 K_N が W の部分集合である ($K_N \subseteq W$) とき、またそのときに限り、 W は N にとっての理想世界であり⁵³、第二に、 $\neg s$ が K_N の要素である ($\neg s \in K_N$) とき、またそのときに限り、 $\neg s$ は I_N から帰結する ($I_N \vdash \neg s$)。以上のことから、

52 理由は明らかである。もし $I_N \vdash \neg s$ ならば、(IO) により、 $O\neg s$ は理想的当為である。もし我々の現実世界が s 世界であれば、 $O\neg s$ に違反しているので、我々の世界は理想世界ではあり得ない。

53 ここではすべての可理想世界は条件 (C.⊢) を満たしていることを前提とする。

条件つき非整合性の定義は以下のように修正しうる。

(CINC^{**}) 規範集合 N は、 $\neg s$ が K_N の要素であるとき、そのときに限り、 s の下で (modulo s) 非整合的である。

N が諸原理の集合で、 K_N が、 N が想定する理想的状況の完全な記述であるならば、アレクシーの最適化テーゼによると、衝突のある状況 s で我々がすべきことは、できるだけ K_N に近い s 世界をつくることである。いい換えれば、我々は s が真であり、その他の点ではできるだけ理想世界に似ている世界を構成しなければならない。そのような「ほとんど理想的」(almost ideal) な世界は、理想世界では s が偽であるので、義務論的に完璧ではないが、 K_N の要素を最大限維持しているので、「ほとんど理想的」と呼ばれうる。

私の考えによれば、「ほとんど理想的」な世界は以下の方法で構成できる。最初に、最大限に s と整合的であるような K_N の部分集合、すなわち K_N の、 $\neg s$ を含意しない最大限の部分集合を形成する。より技術的にいうと、

(MAX) 文集合 K は、以下のときに、またはそのときにのみ、 $\neg s$ を含意しない K_N の最大限の部分集合である。

- i. K は K_N の空集合でない部分集合である ($K \subseteq K_N$)。
- ii. $\neg s$ は K の論理的帰結ではない ($\neg s \notin K$)。
- iii. K_N に属し K には属さないすべての文 p について、もし K が p の追加によって拡張されるならば、拡張された K は $\neg s$ を含意する。

(If $p \in K_N$ and $p \notin K$, then $K \cup \{p\} \vdash \neg s$)

上記 i, ii, iii の条件を満たすどんな文集合も、 s に相関的な、 K_N の「次善の理想的な (sub-ideal)」状況と呼べる。留意すべきなのは、特定の状況で原

理集合に衝突が生じる場合には、一般的に、いくつかの次善の理想的な状況があるという点である。たとえば、上記の単純な例では、 $p \wedge q$ の状況で、少なくとも二つの次善の理想状況がある。一方は $p \rightarrow r$ を含み $q \rightarrow \neg r$ を含まず、他方は $p \rightarrow r$ を含まず $q \rightarrow \neg r$ を含む。衡量というアイデアは、ある次善の状況が他方よりも良いことを前提とする⁵⁴。より厳密に言えば、複数の次善の状況の間に優劣関係があり、それを用いて一つの次善の状況を選べるということである。そのような優劣関係を \leq で表し、 $\neg s$ を含意しない K_N の最大限の部分集合の集合（つまり、 s との関係における、 K_N のすべての次善の状況の集合）を $K_N \perp \neg s$ で表す。 $K_N \perp \neg s$ における任意の二つの集合 K と K^+ について、 $K \leq K^+$ は、「 K^+ は K と少なくとも同じくらい良い」を意味するとする。「 K と K^+ は同様に良い」は、 $K \leq K^+$ かつ $K^+ \leq K$ 、「 K^+ は K よりも厳密な意味で良い」は $K \leq K^+$ だが $K^+ \leq K$ ではない、と表す。 K^+ は、すべての他の次善の状況と少なくとも同じくらい良いとき、またそのときに限り、「最善の」次善状況の一つである。集合 $K_N \perp \neg s$ の最善の要素の集合を $best(K_N \perp \neg s)$ と表し、それを以下のように定義する。

$$(Best) \ best(K_N \perp \neg s) = \{K^+ \in K_N \perp \neg s \mid K \leq K^+ \text{ for all } K \in K_N \perp \neg s\}$$

（集合 $K_N \perp \neg s$ の最善の要素の集合とは、 $K_N \perp \neg s$ の要素であり、かつ、他のその要素と少なくとも同じくらい良いものの集合である。）

s の状況の下での「ほとんど理想的な」世界は、最善の次善状況 K^+ の一つに s を付加することで得られる。すなわち $K^+ \cup \{s\}$ の合併集合 $(K^+ \cup \{s\})$ である。 s が真であるような可能世界 W は、 $K^+ \cup \{s\}$ が W で充足可能なとき、またそのときに限り「ほとんど理想的な」 s 世界である。そのような可能世界を s 理想世界 (s -ideal worlds) と呼ぼう。 s 可能世界では s は真だが、他

54 ある原理は、ある次善の理想状況が他の次善の理想状況よりも当該原理の要求内容をより多く含んでいるならば、その次善状況を選好するといえよう。

の点では s 世界として可能な限り「理想的」な世界である。より技術的に表現すると、

(IW_s) 規範集合 N に照らして、ある可能世界 W は、最善の次善状況 K^+ と $\{s\}$ との合併集合が W の要素である ($K^+ \cup \{s\} \subseteq W$, where $K^+ \in best(K_N \perp \neg s)$) とき、またそのときに限り s 理想世界である。

ここまでくれば、我々はいわゆる「現実の当為 (real ought)」または「確定的な義務 (definitive obligation)」を定義できる。アレクシーによれば、原理は、実際の可能性と法的な可能性にまだ相対化されていない理想的当為 (ideal ought) を含んでいる。理想的当為は、それが実際の可能性と法的可能性に相対化されるならば、現実の当為に変化する。それゆえ、現実の当為は「相対化された理想的当為」であり、それは現実の状況において、原理の集合に従えば何がなされるべきか、を述べるものである。実際の可能性は所与の状況の事実記述によって記述され、法的可能性は、その状況において重要なすべての原理を衡量することによって決定される。我々自身の存在する現実世界が、原理集合 N の想定する理想的な状況を完全には実現できないような世界である場合、そのような状況の下で我々は何をすべきか？ 理想世界には到達できないが、依然として到達可能な諸可能世界の中で、他の世界よりは良いいくつかの可能世界がある。それゆえ我々は「悪い」状況から最善の状況をつくり出すべきであり、到達可能な最善の世界を実現するよう努めなければならない。いくつかの文は、すべての最善の、ほとんど理想的な世界で真である。それゆえ、それらの文を我々は、もし現実世界ができるだけ理想的な世界になるべきならば、真にしなければならない。そのような文は所与の状況の下での確定的に義務的 (definitively obligatory) と呼ばれる。したがって「現実の当為」の定義はつぎの通りである。

(RO) 原理集合 N に関して、すべての最善の次善状況 K^+ について
 (for every $K^+ \in \text{best}(K_N \perp \neg s)$)、 K^+ と $\{s\}$ の合併集合から p が帰結
 する ($K^+ \cup \{s\} \vdash p$) とし、またそのときに限り、 p は義務的である
 (Op は現実の当為である)。

直観的にいえば、 p が K^+ と $\{s\}$ の合併集合 ($K^+ \cup \{s\}$) から帰結するならば、
 $K^+ \cup \{s\}$ を満たすすべての可能世界で p は真である。つまり、すべての s 理
 想世界で p が生じている。我々が現実の s 世界を「ほとんど理想的な」世
 界に変えたいのならば、我々は p を実現しなければならない。現実の当為を
 表現するために、二項義務演算子 $O(\dots)$ を導入しよう。 $O(p/s)$ は、 p は
 状況 s の下で義務的である、と読む⁵⁵。したがって (RO) は、条件つき義務の
 ための真理条件のより簡潔な定義に修正できる。

(RO*) $O(p/s)$ は、 p がすべての s 理想世界で真であるとき、またその
 ときに限り真である⁵⁶。

55 単項義務文 Op は、 t をトートロジー、すなわちすべての可能世界で真となる文である
 とすれば、 $O(p/t)$ と表現される。 $O(p/t)$ は相対化されない当為を表す。これが、アレ
 クシーがなぜ「理想的当為」と「現実の当為」を特徴づけるために二つの異なった義務
 演算子を導入することを不要と考えたのかの理由かもしれない。

56 同様に、 $P(p/s)$ は、 p が少なくとも一つの s 理想世界で真であるとき、またそのときに
 限り真である。(RO) と (RO*) に対しては、それらが $O(s/s)$ を妥当とするため十分に適
 切ではないという反論がありうる。しかしベント・ハンソン (Bengt Hansson) が指摘す
 るように、 s に相関的な義務は、ある制限的な全体における義務であると考えなければ
 ならない。つまり、すべての可能世界の中で s 世界だけを考えることができるならば、 s
 世界の集合は全体集合 (universe) の役割を果たす。それゆえ $O(s/s)$ は、 s という状況の
 下では少なくとも何かが義務的である、ということを行っているにすぎない。See Bengt
 Hansson, 'An Analysis of Some Deontic Logics', in R. Hilpinen (ed.), *Deontic Logic: Introductory
 and Systematic Readings* (D. Reidel: Dordrecht, 1981), 144.

既述のように、 s 理想世界は K_N の最善の次善状況を s で拡張することによって達成される。最善の次善状況は、 s に相関的な次善の諸状況間の優劣関係 \leq によって確定される。したがって、現実の当為（または確定的な義務）は衡量の結果であると結論づけることは合理的であるように思われる⁵⁷。

留意すべき点の一つがある。上記の議論では、 K_N の次善の諸状況間の優先関係はあらかじめ与えられるものではなく、所与の状況 s の下で確立されなければならないことを前提としていた。この前提はある程度までは、原理間の優先関係は条件つきであり、具体的な事例の文脈で定めなければならないというアレクシーの主張と対応する⁵⁸。もしそうならば、優先関係には \leq_s のようにインデックスをつけた方がよい。なぜなら、条件つきの優先関係は、異なった状況の下では変わるかもしれないからである。しかし、インデックスのつかない優先関係も想定できる。諸原理の集合と優先関係からなる組み合わせ $\langle N, \leq \rangle$ を「原理の体系」またはアレクシーに倣って「諸原理の関係の理論」⁵⁹と呼ぼう。ある原理の体系は、優先関係 \leq があらゆる可能な場合 s にとっての最善の s 世界を決めることができ、そのことによって我々が、何が確定的に義務づけられているのかをあらゆる状況で常に決められる

57 二項義務論理の可能世界意味論については、Hansson, 'An Analysis of Some Deontic Logics' (n. 56), 121-47を参照せよ。本稿で示した構成は二項義務論理と理論改訂のAGMモデルとの間に近い関係があることを示唆している (see Carlos E. Alchourrón, Peter Gärdenfors and David Makinson, 'On the Logic of Theory Change: Partial Meet Contraction and Revision Functions' (1985) 50 *Journal of Symbolic Logic* 510-30)。実際に、次善状況と s 理想世界の構成は、部分一致収束 (partial meet contraction) に基づく理論改訂の応用である。詳細はsee Carlos E. Alchourrón, 'Philosophical Foundations of Deontic Logic and the Logic of Defeasible Conditionals' in J.-J. Ch. Meyer and R.J. Wieringa (eds.), *Deontic Logic in Computer Science: Normative System Specification* (John Wiley & Sons Ltd: Cichester, 1993), 65-83; Carlos E. Alchourrón, 'Detachment and Defeasibility in Deontic Logic' (1996) 57 *Studia Logica* 5-18.

58 Alexy, *A Theory of Constitutional Rights* (n. 3), 52.

59 Alexy, 'Zurn Begriff des Rechtsprinzips' (n. 4), 208.

とき、またそのときにのみ完全である。しかしアレクシーが的確に述べているように、もし $\langle N, \leq \rangle$ がこのような意味で完全であるならば、それはもはや原理の体系ではなく、むしろルールの体系である。なぜなら、原理が実現されるべき法的・事実的可能性の範囲がすでに確定的かつ完全にあらかじめ固定されているからである⁶⁰。それゆえ、もし $\langle N, \leq \rangle$ が真の原理体系であるならば、それには不足 (gaps) が無ければならない。すなわち、次善状況間の優先関係があらかじめ与えられていないような場合が存在しなければならない。そうでなければ、具体的な場合における衡量の余地がなくなってしまう。最近、アレクシーは具体的な場合における優先関係を確立するためのいわゆる「ウェイト・フォーミュラ」(Weight Formula)を提案した⁶¹。本稿で提案したアプローチにそのフォーミュラを組み込むのか否か、またどのように組み込むかについては、未解決の、さらに考察すべき問題である。

V. 結論

本稿で私は原理の論理的構造についてのジークマンの分析を批判し、理想的当為と現実的当為、最適化要求、衡量という観念を明確にするためにクリプキ・ヒンティッカ意味論を適用するアプローチを提案した。本稿の主要な主張は以下のように要約できる。

1. 原理集合 N にとっての理想世界は、 N の規範内容によって記述される理想状況が完全に実現されている可能世界である。
2. Op は、 p がすべての理想世界で真であるとき、またそのときにのみ理想的当為である。原理集合 N の義務論的帰結のそれぞれは理想的当為である。

60 Alexy, 'Zum Begriff des Rechtsprinzips' (n. 4), 208.

61 Alexy, *A Theory of Constitutional Rights* (n. 3), 52, 407-14. See also Robert Alexy, 'On Balancing and Subsumption. A Structural Comparison' (2003) 16 *Ratio Juris* 443-8.

3. N が状況 s の下で非整合的であるならば、最適化をするという性質をもつ原理は、 N によって想定される理想的状況ができるだけ実現されることを要求する。すなわち我々は、理想世界に最も近い最善の s 世界の一つである s 理想世界を実現しなければならない。
4. N に関して、 p がすべての s 理想世界で真であるとき、またそのときに限り、 p は状況 s の下で確定的に義務的である ($O(p/s)$)。
5. s 理想世界は、 s と相関的な、可能な次善の諸状況間の優先関係によって確定される。いわゆる衡量は、優先関係が事前に与えられていないときに、優先関係を確立するためにその役割を果たす。

訳者解説

本稿はPeng-Hsiang Wang, 'Principles as Ideal Ought: Semantic Considerations on the Logical Structure of Principles' (2010) 124 *ARSP Beiheft* 29-49 の全訳である。王鵬翔はドイツ・キール大学のロバート・アレクシーの指導の下で *Defeasibility in der juristischen Begründung* (法的理由づけにおける撤回可能性) についての論文で博士号を取得し、その後、国立高雄大学を経て現在は台湾の中央研究院法律学研究所副研究員を務めている。

本稿は、2009年に北京で開催された法哲学社会哲学国際連合 (IVR) 世界大会の *Special Workshop: Legal Reasoning; The Methods of Balancing* における王の報告に基づくものである。王はこの論文において、ワークショップの主催者であるヤン・ジークマンの原理についての理解 (原理はルールのための規範的な論拠であるとし、その論理的な構造を提案) を紹介し、とくにジークマンが、自身が依拠する意味論を明確にしていないことを批判した上で、義務論理において標準的なクリプキ・ヒンティッカ意味論に基づく王自身の原理の構造分析を披露している。

本稿は、原理についてのジークマンの難解な理論を「『妥当性』という表

現を義務論理の対象言語に組み込む」試みであると位置づけることによって、ジークマンの理論の理解を助ける観点を提供していること、義務論理のための精密な意味論を提供していること、さらに、その意味論に基づき原理の構造分析の一つを提案していることなどから、原理について考えようとする者には必読の論文であると思われる。ただし、一点だけ疑問を感じる部分があったので、その点について若干の指摘をしておきたい。

訳者が疑問を感じたのは、王が OOp を原理の表現としては退け、「原理の要求は Op で表現できる」と主張している箇所である。王が OOp を認めないのは、可能世界間の関係に推移性と二次的（転移）反射性を認め、その結果、 $OOp \leftrightarrow Op$ が妥当（恒真）となり、 OOp と Op が同値関係に、つまり同じ意味になるので、義務様相 O を繰り返す必要がなくなるからである。しかし推移性と二次的反射性を認めることが適切であるか否かは争いうる。

一方で推移性は、規範についての我々の直観と一致するように思われる。義務論理の意味論で推移性を認めるということは、 W^+ が W より良い世界（義務論的に選択すべき世界）であり、 W^{++} が W^+ にとってより良い世界である場合、 W^{++} は W にとってもより良い世界であることを認めることを意味する。その結果、 $Op \rightarrow OOOp$ が恒真となるので、 W で Op が真であれば、すなわち W で p が義務的であれば、 W^+ だけでなく W^{++} でも p が真となる。 W^+ で真である p が、その世界よりも良い W^{++} で偽であるとすれば、「より良い」という関係に反するように思われるので、 p は W^{++} でも真であると想定すべきであり、したがって推移性は認められるべきだろう。

他方、二次的反射性を認めることには問題があるように思われる。王はつぎのように述べて、二次的反射性を正当化している。「理想世界は、その定義によれば、すべての義務が履行されている世界である。このすべての義務には、「古い」義務（…）だけではなく、理想世界自身における「新しい」義務も含まれると考えるのが自然である」。しかし、「すべての義務」に「古い義務」（ W における義務）だけでなく「新しい義務」（ W^+ における義務）

も含まれるかどうかは、可能世界間の関係 R の解釈次第である。二次的反射性を認めなければ「すべての義務」は古い義務のみを含み、二次的反射性を認めれば新しい義務も含まれる。そのどちらが適切であるかについて王は理由を述べていない。

可能世界間にどのような関係を認めるべきかは、何を表現するために様相論理を用いるかに依存する。私見では、法体系に属する様々な法規範を表現するという目的のためには、二次的反射性を認めるべきではない。二次的反射性を認めるということは、 W^+ は、 W^+ 自身にとっても理想世界であるということになり、 W^+ と W^{++} は、 W にとってはどちらも同等に良い世界であるということになる。同じことではあるが、二次的反射性を認めるということは、 $OOp \rightarrow Op$ が妥当であることを認めるということである。この場合、 OOp は Op を含意するので、 OOp が真であるということは、 W^{++} だけでなく W^+ でも p が生じていることを意味する。その結果、 W においては、 W よりも良い世界 (W^+) よりも良い世界 (W^{++}) がどのような世界であるのか (W^+ とどう異なるのか) を記述する方法が失われる。つまり、近い理想と遠い理想の区別がなくなってしまうのである。そもそも法規範には、近い理想を定めるものだけではなく、憲法の人権条項や一般法令の目的規定のように、遠い、それぞれの国や社会の究極の目的を定めていると解すべきものもある。それらが原理 (理想的当為) であり、そのような規範類型を所与とし、近い理想を記述するルール (現実的当為) と区別して表現するためには、推移性を認めるが二次的反射性を認めない義務論理 (D4システム) を必要とするように思われる。

王自身も、原理集合 N の規範内容の集合 (I_N) が部分集合であるような世界 W を理想世界とし、 I_N の要素がすべて実現しているわけではないが、ほとんど実現している s 理想世界を「ほとんど理想的な世界」と呼んでいる。すなわち、現実世界、 s 理想世界、理想世界の間に、現実世界よりも s 理想世界の方が良く、 s 理想世界よりも理想世界の方が良いという関係があるこ

とを前提としているように思われる。そうであるならば、 s 理想世界を表現する規範、すなわちルール（現実的当為）は王の提案通りに二項義務様相文 ($O(p/s)$) を用いて表現し、他方、理想世界を表現する規範、すなわち原理（理想的当為）は、二次的反射性を採用しないで、繰り返される（多重）単項義務様相文 (OOp) を用いて表現すればよいのではないか、という仮説が思い浮かぶ。この仮説は、王の全体構想とも（二次的反射性を認める点を除いて）、アレクシーの原理理論とも矛盾しないように思われるが、その検証は今後の課題とさせていただきたい。

なお、原文には数か所に誤字があり、王に確認し、翻訳では修正したことを付記する。